

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
1	介護老人福祉施設	報酬	日常生活継続支援加算	算定日の属する月は、例えば平成27年4月は前六月又は前十二月を算出し申請、請求する、5月は再度算出し申請、請求することになるのか。申請は一度行えば繰り返し行う必要はないか。	留意事項通知第一の1(1)において準用する留意事項通知(訪問通所サービス)第一の5により、加算等が算定できなくなる場合には届出が必要ですが、引き続き算定をする場合は届出不要です。	H27.3.20
2	介護老人福祉施設	報酬	日常生活継続支援加算	介護福祉士の員数については、届出日の属する前三月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値を用いてよいか。	留意事項通知第二の5の(6)⑤により、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出してください。 また、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要です。 なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。	H27.3.20
3	介護老人福祉施設	報酬	日常生活継続支援加算	日常生活支援加算が算定できない月が発生し「サービス提供体制強化加算」を算定する場合は、改めて申請が必要か。再度「日常生活支援加算」を算定する場合にも、改めて申請が必要になるか。	加算の算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出をすることとなっています。 また、サービス提供体制強化加算の算定をする場合は、別途届出が必要ですが、職員の割合については前年度(3月を除く)の常勤換算により算出する必要があるため留意願います。	H27.3.20

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
4	介護老人福祉施設	基準	入所指針	<p>旭川市指定介護老人福祉施設等入所指針における、特例入所該当の具体的な基準の認知症高齢者は日常生活自立度のランクⅣ及びⅢのAランク、Bランクでも「精神症状・行動障害の状況」のウが7項目以上に限られているが、他の都道府県市町村ではⅡb以上(函館市、神戸市)Ⅳ又はM(静岡県)認知症を基準としケースバイケースで検討する方向(鷹栖町・名寄市・士別市・遠軽町・沼田町等)となっておりその考え方に温度差がある。本来介護保険制度の下では全国どこでも均質な介護サービスを提供しなければならないはずなのに、特例入所者に該当するか否かを判断するに当たっての意見を各保険者市町村はバラバラの基準で判断することに、利用者・家族から不満が出ないか？また苦情対応策は？</p>	<p>各市町村における特例入所基準の考え方に差異があることは御指摘のとおりですが、これは、各市町村における特例入所希望者の受け皿(有料老人ホーム、グループホーム等)の質及び量に差があることによって発生すると考えられます。また、介護老人福祉施設の入所は原則要介護3以上となることから、要介護1及び2の方の特例入所はあくまで例外的なものであって、その可否は各施設における入所判定会議における適切な審議の上で決定するものであり、旭川市には意見を述べること及び報告をいただくこと以上の権限が認められていないことにも留意願います。特例入所希望者等からの苦情については、上記の事由を含めた上で対応願います。</p>	H27.4.1
5	介護老人福祉施設	基準	人員配置基準	<p>特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホームに勤務している介護職員に、同一法人内の訪問介護事業所の介護職員の兼務辞令を交付し、休日に時間外勤務をさせることは可能か。 7日間のうち必ず1日は休日を与える。希望者を募り2日間休日があるところ1日を勤務させる予定である。</p>	<p>特別養護老人ホームの介護職員は平成27年4月からの改定で専従要件が緩和されますが、養護老人ホームの支援員については、他の職業との兼業を禁止するものではなく、専らその職務に従事することとしています。 よって、養護老人ホームの配置基準を上回る場合で、業務に支障がなければ兼務は可能です。</p>	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
6	介護老人福祉施設	報酬	日常生活継続支援加算	算定要件にある、新規入所者の認知症日常生活自立度判定はいつの時点での判定か。入所直前における主治医意見書での判断のみか(判定時期から経過していることにより、状態が変化している場合がある)。入所前又は入所後における主治医意見書記載医師と別の医師(嘱託医又は協力病院医師)等による判定が、当該主治医意見書と差異があった場合、主治医意見書と別の判定を適用することは出来ないのか。	認知症高齢者の日常生活自立度については、留意事項通知第二の1(9)に基づき、医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとし、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとします。 なお、利用者の状態に相当の変化がある場合は、要介護認定の区分変更を検討する必要があります。	H27.4.1
7	共通	報酬	介護職員処遇改善加算	夜間支援体制加算の宿直職員の雇用に処遇改善加算の一部を充てることは可能か。	処遇改善加算は、介護職員の賃金の改善に充てる必要があることから、新たな職員雇用の原資とすることは処遇改善には当たりません。	H27.3.20
8	共通	報酬	介護職員処遇改善加算	夜間支援体制加算のために夜間の宿直職員を配置することは賃金改善以外の処遇改善の取組をしたことになるか。	宿直職員を配置することにより職員の負担軽減がされるのであれば、賃金改善以外の処遇改善と判断します。	H27.3.20
9	共通	報酬	処遇改善加算	現在の処遇改善加算Ⅰは、4月からの加算ⅠとⅡのどちらに該当するか。	これまでの介護職員処遇改善加算Ⅰは、平成27年度からは加算Ⅱとなります。	H27.3.20

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
10	共通	報酬	処遇改善加算	<p>従来より処遇改善加算を受けており、法人の自己努力により加算金額より高い給与賞与の支払いを続けてきた。平成27年度の処遇改善加算Ⅰに該当する額以上の金額を職員に支給していた場合、新たに給与賞与をあげないで処遇改善加算Ⅰの申請は可能か。</p>	<p>処遇改善加算に対する考えについて、現段階で示されているものでは、加算を算定する前(平成24年から加算を算定している場合、平成23年度末。交付金ではないので留意が必要)の賃金水準から、交付金による賃金改善を除いたもの又は前年度の賃金水準から加算による賃金改善を除いたものと加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金を比較することとなっています。よって、貴事業所において、加算を算定する前との賃金状況を比較し、算定要件を満たしている場合は申請が可能です。</p> <p>なお、処遇改善加算Ⅰの算定に当たっては、他にもキャリアパス要件を満たす等の要件がありますので留意願います。</p>	H27.4.1
11	共通	報酬	処遇改善加算	<p>処遇改善加算Ⅱについて、基本給・手当・賞与等で月15,000円相当の賃金改善の実施とあるものの、処遇改善の方法については事業者が判断するものであるためすべての職員が一律に27,000円引き上がる仕組みではないとの記述もありあいまいな形となっているがもう少し具体的に説明してほしい。</p>	<p>処遇改善加算による介護職員の賃金改善については、処遇改善加算Ⅰを算定する場合は27,000円、加算Ⅱ～Ⅳについては15,000円という額が目安として示されていますが、賃金改善の額や方法については各事業者が定めることとなっているため、全ての介護職員の賃金が一律に引き上がるものではありません。</p> <p>例えば、加算額については報酬にそれぞれのサービスごとの加算率を乗じて得られるものであることから、利用者数や従業者数により額が前後する場合があります。</p> <p>ただし、事業者は加算額を上回る額の賃金改善をする必要があり、賃金改善の方法をすべての介護職員に周知する必要があります。</p>	H27.4.8

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
12	共通	報酬	処遇改善加算	当事業所は、同一法人内の3事業所の加算金を合計し、対象となる全介護職員に分配支給しています。H27年度も、3事業所の処遇加算額を合計する形をとることは可能か。	問題ありません。	H27.4.6
13	居宅介護支援	報酬	特定事業所加算	実習生の受け入れに同意している内容の書面等を何に掲示すれば良いのかを具体的に説明してほしい。	当該要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用としているため、今後、国及び道と協議をし、具体的な取扱いについて示していきます。	H27.3.20
14	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	利用者の希望の際における「理由書」は事業所単位で作成をするのか、または保険者が作成するのか。また、80%を超えた場合において超過した利用者に対して「理由書」が必要なのか。	理由書については、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けることとされているため、利用者が作成することとなります。 また、理由書は、当該サービス事業所の利用を必要とする特別な理由がある者から提出されるものであると考えられることから、80%を超えた者に限定されるものではありません。	H27.4.6
15	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	その他正当な理由において中核市においては市長が認めた場合とあるが、具体的な内容を教えてください。	その他市長が認める理由については、次のとおりです。 1 各対象サービスの居宅サービス計画が1ヶ月あたり10件以下である場合 2 旭川市、地域包括支援センターから困難事例・緊急時対応として紹介された事例であり、これを除くと80%以下となる場合 3 災害により被災者を受け入れ、これを除くと80%以下になる場合 4 その他やむを得ない事情がある場合	H27.3.20

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
16	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	集中減算のなかで実施地域と書かれているが、考え方として市町村全体を指しているのか又は各地域(例)永山とか末広とか)なのか	実施地域とは、それぞれの事業所が運営規程で定めている通常の事業の実施地域を指します。	H27.3.27
17	居宅介護支援	報酬	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)の算定要件で、要介護3~5の占める割合が40/100を切った月の算定方法はどうするのか。 (Ⅰ)ではなく(Ⅱ)にするのか、又は算定しないのか。	<p>21.4.17介護保険最新情報vol.79平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)に次のとおり示されています。</p> <p>特定事業所加算については、月の15日以前に届出を行った場合には届出日の翌月から、16日以降に届出を行った場合には届出日の翌々月から算定することとする。この取扱いについては特定事業所加算(Ⅱ)を算定していた事業所が(Ⅰ)を算定しようとする場合の取扱いも同様である(届出は変更でよい。)</p> <p>また、特定事業所加算を算定する事業所は、届出後も常に要件を満たしている必要があり、要件を満たさなくなった場合は、速やかに廃止の届出を行い、要件を満たさないことが明らかとなったその月から加算の算定はできない取扱いとなっている。ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定していた事業所であって、例えば、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が50%以上であることの要件を満たさなくなる場合は、(Ⅰ)の廃止後(Ⅱ)を新規で届け出る必要はなく、(Ⅰ)から(Ⅱ)への変更の届出を行うことで足りるものとし、届出日と関わりなく、(Ⅰ)の要件を満たさなくなったその月から(Ⅱ)の算定を可能であることとする。この場合、国保連合会のデータ処理期間等の関係もあるため速やかに当該届出を行うこと。</p> <p>例:特定事業所加算(Ⅰ)を取得していた事業所において、8月中に算定要件が変動した場合 ○8月の実績において、(Ⅰ)の要件を満たせないケース…8月は要件を満たさない。このため8月から(Ⅰ)の算定はできないため、速やかに(Ⅱ)への変更届を行う。</p>	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
18	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>集中減算80%超えの請求方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月の減算なのか、6か月の減算なのか。 ・特定事業所加算の算定も同様の月数算定しないのか。 	<p>判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を11月1日から3月31日までとします。</p> <p>判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとします。</p> <p>平成27年度改定の要件は、平成27年9月1日から適用とし、平成27年後期の期間において作成された居宅サービス計画の判定から適用となりますので、実際の減算適用は平成28年4月からとなります。</p> <p>また、特定事業所集中減算が適用となっている期間については、特定事業所加算の算定はできません。</p>	H27.3.27
19	居宅介護支援	報酬	特定事業所加算	<p>現行のまま継続できるのか。申請しなおしなのか。研修協力体制を整え実施体との間で書面等によって提示できるようにする。</p> <p>いつ、どこでするのか。書面でとってなければ平成27年4月から加算はとれないのか。</p>	<p>加算の算定の要否については、3月27日に指導監査課HPに掲載するので御確認ください。</p> <p>また、研修受入要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用としているため、今後、国及び道と協議をし、具体的な取扱いについて示していきますので、適用までの間は要件とされません。</p>	H27.3.27
20	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>介護予防は対象になるのか。</p>	<p>特定事業所集中減算の判定には、介護予防に関するもの含まれません。</p>	H27.3.27
21	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>短期入所療養介護について、事業所として指定されているが、空床利用で空きがないと断られることが多々あり集中してしまう場合はどうするのか。</p>	<p>事業所数が少ないために偏りが生じる場合は特段の事情と認められますが、質問の例にある短期入所療養介護については、市内には16事業所あり、空床もあると考えられることから、特段の事情とは認められません。</p>	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
22	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>当事業所は、旭川市内でも春光台という「市内に通じる道が2本しかない高台」という特殊な地域である。通所リハビリテーション事業所は、旭川市内には多数あるが、春光台地域という土地柄、わざわざ高台を降りて遠くの事業所に通うというのは非現実的である。このような実情から、「通常の事業の実施地域」を旭川市全域ではなく、春光台地域限定に変更することで「正当な理由の範囲」に該当するか。</p>	<p>実施地域とは、それぞれの事業所が運営規程で定めている通常の事業の実施地域を指すことから、地域を限定することにより、要件を満たす場合は正当な理由の範囲に該当します。ただし、通常の事業の実施地域を越えた利用者が複数いる場合などについては、通常の事業の実施地域の見直しを求めていくこととします。</p>	H27.3.27
23	居宅介護支援	基準	通所介護の送迎	<p>通所介護の利用に際し、一人で準備をし出かけることが困難な方の場合、[着替え・荷物の準備・施錠]を通所介護の介護職員が行った場合は通所介護の時間に算定できることとなったが、通所介護利用の際に日常生活上の世話の必要があった場合、通所介護の支援として捉えるのか、又、通所介護事業所に対応困難となった場合訪問介護の位置付けも可能か。訪問介護の位置付けについて可能な場合、特別な理由を明記する等の対応は必要か。</p>	<p>利用している通所介護事業所において日常生活上の世話の対応ができない場合であって、利用者が通所介護に行くために準備等の介護が必要な場合は、訪問介護費で算定することも可能です。サービスを位置付けるに当たっては、適切な方法によりアセスメントを行い、目標等を定めてください。</p>	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
24	訪問介護	基準	身体介護中心型20分未満の算定要件	訪問介護事業所において身体介護中心20分未満を算定する場合、要介護度〇〇以上や、日常生活自立度〇〇以上、サービス担当者会議の開催頻度等、算定に関する基準があるか。	<p>20分未満の算定要件については、従来型(前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けるもの)と頻回型(前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの)で要件が異なります。</p> <p>【従来型】 算定要件なし</p> <p>【頻回型】 利用者・要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者</p> <p>・当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、20分未満の身体介護が必要と認められた者</p> <p>体制要件・常時、利用者又は家族からの連絡に対応できる体制がある</p> <p>・「定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている」又は「定期巡回・随時対応型サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している(要介護3から要介護5の者に限る。)」</p> <p>留意事項・20分未満の身体介護を頻回型で算定する利用者に係る1月の訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)(訪問看護サービスを行わない場合)の範囲内</p>	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
25	居宅介護支援	報酬	特定事業所加算	現在、特定事業所加算Ⅱを算定しているが、改定後の「法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備により、特定事業所加算Ⅲの要件を満たす場合、新たな書類整備と届出の必要性はあるか。	加算の算定の要否については、3月27日に指導監査課HPに掲載するので御確認ください。 また、研修受入要件は、平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用としているため、今後、国及び道と協議をし、具体的な取扱いについて示していきますので、適用までの間は要件とされません。	H27.3.27
26	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	いくつかのサービス事業所を提示・提案させていただいた中で、利用者自身が「主治医と同じ系列」を希望されることが多くなり、そのため特定事業所集中減算になってしまった場合には「その他正当な理由」となるのか。	お尋ねのような場合は正当な理由とはなりません。	H27.3.27
27	居宅介護支援	基準	運営基準	居宅サービス事業所が新たに加算を算定する場合、ケアプランを変更する必要があるか。	これまでのケアプランに、加算算定に当たって必要と考えられる「課題」、「目標」、「支援計画」等が十分又は全く盛り込まれておらず、ケアプランの内容を変更する必要があると判断される場合は、ケアプランの変更にあたって、サービス担当者会議の開催等の一連の業務を行うことが必要です。	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
28	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>同法人の住宅型有料老人ホーム入居にあたり、事業所一覧掲示と介護支援専門員の資格等を踏まえて居宅介護支援事業所を紹介しているが、訪問介護との連携や主任介護支援専門員が3名いること等を理由に、同法人の居宅介護支援事業所を希望する利用者が多く、特定の訪問介護事業所の割合が高くなっている。現在、特定の訪問介護事業所の利用は90%以内としているが、法改正(80%超)により集中減算の適用となる。今後は同法人の住宅型有料老人ホーム入居者の支援を受けず、他訪問介護事業所の利用者の支援を増やせるよう努力はするが、特定の訪問介護事業所の比率が80%以内にならない場合、正当な理由となるか。また、正当な理由とならない場合、支援している同法人の住宅型有料老人ホーム入居者に、他居宅介護支援事業所への変更を依頼して良いか。</p>	<p>特定事業所集中減算は、居宅介護支援の提供に当たり、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないとされていることから報酬が減算されるものです。お尋ねのケースの場合、正当な理由には当たりません。また、特定事業所集中減算の適用になることは、居宅介護支援の提供拒否の正当な理由には該当しませんので、居宅介護支援の提供を拒むことはできません。</p>	H27.4.6
29	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	<p>近くに半日利用できるデイケアがなく、また他のデイケアを利用者に勧めたが、送迎が遠いとか一日利用できる体力がないなどの問題があるが、この場合正当な理由とならないのか。</p>	<p>事業所数が少ないために偏りが生じる場合は特段の事情と認められますが、質問の例の場合は、デイケアの利用は1日利用に限定されるものではないことや、通常の事業の実施地域を旭川市として定めている場合は、旭川市内全域の利用を受ける必要があることから、正当な理由には該当しません。なお、正当な理由なく半日利用を拒否しているデイケアの事業所については、指導を行っていきます。</p>	H27.4.6
30	居宅介護支援	基準	軽微な変更	<p>ケアプランの軽微な変更の内容について、サービス提供の曜日を変更する場合、利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、軽微な変更と考えられるとあるが、この臨時的、一時的なものとはどのくらいの期間を想定しているか。</p>	<p>利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容等に変化がない場合に例えば通院の曜日が変更になった場合や事業所の都合も含め仕方なく曜日等を変更した場合は期間にかかわらず軽微な変更となります(このことについての周知が一部当該内容と異なっておりましたので訂正して掲載します。)</p>	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
31	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	1か月あたりの居宅サービス計画のうちサービスが位置付けられた件数が1か月あたり10件以下となっていますが、たとえば訪問看護利用者が平均1か月9件までは同じ事業所ばかりを利用(すべて同じ事業所で他は利用していない場合など)していても減算ではないと考えて良いか。	判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた件数が1月あたり平均10件以下の場合、80%を超えるに至った正当な理由になると考えられます。	H27.5.8
32	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	減算とならない正当な理由として「質が高い理由で地域ケア会議で認められたとき」となっているが地域ケア会議というのはどこに申し出てどのようにするのか。	地域ケア会議は、地域包括支援センター又は市町村が主催し、設置・運営する会議です。当該会議は、個別ケースにおいて解決困難な課題等を多職種で検討するものであり、本市におきましては、居宅サービス計画の提出を受け、支援内容について意見・助言をする場としては開催していないことから、 <u>当該会議への居宅サービス計画の提出及び当該会議からの意見・助言を受けることについては、正当な理由であるサービスの質が高いことなどを判断する要件とはしません。</u> なお、地域ケア会議の詳細については長寿社会課地域支援係にお問い合わせください。 (下線部分は令和4年9月10日修正)	H27.5.8
33	居宅介護支援	報酬	特定事業所集中減算	地域密着型の考えとして、集中減算は定期巡回のサービスは定期巡回・随時対応型訪問看護介護で10件を超えると集中減算として算定するようにするのか、地域密着型サービスといわれている定期巡回・随時対応型訪問看護介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護を一つとしてみんなを合計して10件を超えたら算定するようにしたら良いのか分からない(認知症対応型通所介護等、個別だと来年より小規模通所介護が入るに当たり人数の関係で通常規模と変更があるので急に集中減算となることもあるのかと思われる)	特定事業所集中減算の判定は、それぞれのサービスごとに計算をすることから、地域密着型サービスの場合、定期巡回・随時対応型訪問看護介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、それぞれについて最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することになります。	H27.5.8

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答	
	居宅介護支援 (介護予防支援)	基準	個別サービス計画の提出 平成27年度より、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は基準条例第17条第12号(介護予防支援基準条例第35条第12号)に基づき居宅サービス計画書を交付したときは、各サービス事業所に個別サービス計画の提出を求め、整合性を確認することとなったが、具体的に個別サービス計画を求める時期はいつを想定しているか。 例えば、4月1日時点ではなく、居宅サービス計画の更新時や区分変更における居宅サービス計画書の作成時という解釈でよろしいか。	今回の改定で居宅介護支援事業所は各サービス事業所から個別サービス計画の提出を求めることとなりましたが、個別サービス計画を求める時期については、担当者に居宅サービス計画を交付したときとされていることから、新たに居宅サービス計画を作成した場合や、計画の更新、変更を行った場合に確認を行うこととなります。 したがって、既に居宅サービス計画を交付している場合は、直近の更新若しくは変更の際に個別サービス計画の提出を求め、連動性や整合性を確認することとなります。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいと考えます。	H27.5.8
	居宅介護支援 (介護予防支援)	基準	個別サービス計画の提出 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)から居宅介護支援事業所へ委託している場合、サービス事業所で作成する個別サービス計画書については、居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所(地域包括支援センター)へ提出するという流れと解釈してよろしいか。	問題ありません。	H27.5.8

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
34	小規模多機能型居宅介護	基準	短期利用	<p>新設)短期利用居宅介護費の受入に関して、別に厚生労働大臣が定める基準においては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の判断が必要とされ、また利用日数は七日以内(やむを得ない事情は十四日以内)とされているが、この間の介護計画作成者は指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員でよいか。またサービスに資する計画の作成者はだれが行うか。</p>	<p>解釈通知(案)第三の四(8)④により、居宅サービス計画(ケアプラン)については、居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員が作成することとなります。</p> <p>さらに、小規模多機能型居宅介護計画については、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成する必要があります。</p>	H27.3.20
35	小規模多機能型居宅介護	報酬	総合マネジメント体制強化加算	<p>総合マネジメント体制強化加算の(ロ)の「日常的に」の日常的にとは月単位等でおおよその回数があるか否か。また、「地域住民等との交流」「地域の行事や活動」とは、例としては、地域包括が地域住民対象に行っている、「いきいきストレッチ」や町内会で行っている「町内会清掃活動」・「町内会ジギスカン交流会」、地域で行っている「夏まつり」「地域の神社への初詣」と考えてよいか。</p> <p>また、地域でのそのような行事が少ない場合、事業所が地域に呼びかけて、「転倒予防教室」や「介護教室」等を積極的に行ってもよいか。</p>	<p>日常的のおおよその回数については、一定の活動の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために何が必要かということについて、常に問題意識をもって取り組まれていれば当該要件を満たします。</p> <p>地域行事は、記載の例で問題ないと考えられます。</p> <p>行事が少ない地域の場合、事業所が主体となり行事を行い、地域住民に呼びかけることでも良いです。</p>	H27.4.6
36	小規模多機能型居宅介護	報酬	サービス提供体制加算	<p>サービス提供体制加算に関しては、4月1日からの算定を行うとすれば、3月25日までの届け出が必要と解釈していますが、届け出に必要な書類は。</p>	<p>平成27年4月からの各種加算の算定について本市においては、平成27年4月15日までに届出があれば良いものとします。</p> <p>届出に当たって必要な添付書類等については、3月27日頃に別途示す予定です。</p>	H27.3.20
37	小規模多機能型居宅介護	報酬	総合マネジメント体制強化加算	<p>個別サービス計画の多職種協働による評価とはモニタリングで良いのか。また、随時適切にとは1か月に1回、若しくはプラン変更時で良いのか。</p>	<p>個別サービス計画の多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会議の場で行われる必要はなく、通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たします。</p>	H27.4.6

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
38	小規模多機能型居宅介護	報酬	総合マネジメント体制強化加算	「地域における活動への参加の機会が確保されていること」の「地域」とはどこまでの範囲を指しているのか。	町内会や包括の圏域が想定されます。	H27.3.20
39	小規模多機能型居宅介護	報酬	総合マネジメント体制強化加算	積極的に連携体制整備に係る評価とは上記以外の具体的にどのような事か。	総合マネジメント体制強化加算の算定基準 ・利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ・利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。	H27.3.20
40	小規模多機能型居宅介護	報酬	看取り連携体制加算	利用者の基準について「医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者」とは、口頭若しくは担会での記録で良いのか、診断書のような書面が必要なのか。	支援経過や看取り計画で医師が回復の見込みがないと診断した理由や日時等が明記されていれば足り、必ずしも診断書のような書面は必要ありません。	H27.3.20
41	短期入所生活介護	報酬	個別機能訓練加算	機能訓練指導員1人の場合でも、現在の機能訓練指導体制加算(12単位)と個別機能訓練加算(56単位)と両方とれるのか。またはどちらかしか取れないのか。	留意事項通知第二の2(7)⑨により、機能訓練体制加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同日であっても個別機能訓練加算を算定できますが、この場合にあつては、機能訓練体制加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員の配置が必要です。	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
42	短期入所生活介護	報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問するとあるが、年に数回の利用者に対しても3月ごとに訪問しなければいけないのか。	<p>短期入所生活介護において個別機能訓練加算を算定する場合は、個別機能訓練計画を作成する前に利用者の居宅を訪問する必要があることから、年に数回の利用の場合は、利用の都度居宅を訪問し、個別機能訓練計画を作成する必要があります。</p> <p>また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に機能訓練を行う必要があること、及び、3月に1回以上居宅を訪問し、評価を含む個別機能訓練の内容を説明し、見直しを行うことが加算の算定要件となることから、居宅訪問がされない場合は加算を算定することができないものと考えられます。</p>	H27.5.8
43	短期入所生活介護	報酬	連続利用に係る減算	連続して指定短期入所生活介護を30日利用し、30日目に退所して自宅で7日間の在宅生活を行い、再度指定短期入所生活介護を30日利用した場合、減算の対象となるか。	減算の対象とはなりません。	H27.4.1
44	短期入所生活介護	報酬	連続利用に係る減算	特別養護老人ホーム等の待機者で連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている者に関しては、30日を超えた部分の減算と解釈して良いか。	連続する長期利用者に対する減算については、居宅に戻ることなく、同一事業所を連続して30日を超えて利用している者に対し、連続30日を超えた日から減算を行うこととなります。	H27.4.1
45	短期入所生活介護	報酬	連続利用に係る減算	減算が開始されるのは31日目の全額自己負担の翌日(32日目)から減算という解釈で良いのか。 また、それ以降の短期入所を継続する場合は31日目の全額自己負担の日以外は減算ということで良いのか。 3月末時点で30日を超えて短期入所している利用者は4/1から減算するというで良いのか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>※31日目を自己負担とする場合の自己負担の額は、事業所と利用者の契約額となります。制度の趣旨としては、30単位を減算した後の額を自己負担とするものですが、減算する前の額を契約額としている場合は、その額が自己負担額となります。</p>	H27.4.6 H27.7.10追加

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
46	短期入所生活介護	報酬	サービス提供体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを、(介護予防)短期入所生活介護(空床利用型)と(併設型)の2か所で届出をしたいのだが、1枚の届出用紙に2か所チェックを入れても大丈夫なのか。もしくは1枚ずつ届出をしなくてはならないのか。	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書については、事業所番号ごとに届出をいただくことも可能です。 したがって、事業所番号が同一である空床利用型と併設型の場合、届出は1組で結構です。	H27.4.6
47	通所介護	報酬	認知症加算	指定通所介護を行う時間帯を通じて、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保することとなっているが、この研修修了者が休みの時は加算の算定ができるか。	認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算の算定はできません。	H27.4.6

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答	
48	通所介護	報酬	中重度ケア加算 中重度ケア加算体制要件の「看護または介護職員の員数に加え…常勤換算2以上」について、常勤換算2以上とは、看護職員または介護職員のどちらかが2以上で良いか。 また、「通所介護の提供にあたる看護職員を1以上…」は、看護職員の看護業務と機能訓練指導員業務の合算での常勤換算では無効なのか。提供時間内に看護師2名の勤務が必要となるか。	<p>加算に算定要件は、「看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること」とされていることから、どちらかが2以上過配置されていれば良いです。</p> <p>また、看護師については、通所介護を行う時間帯を通じて専ら指定通所介護の提供に当たる看護職員としていることから、機能訓練指導員との兼務は認められません。</p> <p>例) 中重度ケア加算及び認知症加算の算定に必要な看護職員と介護職員の勤務時間数(利用者30人で提供時間数が7時間の通所介護の場合)</p> <p>介護職員: 28時間【$((30人-15人) \div 5 + 1) \times 7時間 = 28時間$】 看護職員: 1人以上(非常勤可) +</p> <p>介護職員又は看護職員が常勤換算で2以上通常配置されている看護職員が非常勤若しくは機能訓練指導員等と兼務をしている場合、提供時間を通じて専従の看護職員を配置する必要があります。</p>	H27.3.20
49	通所介護	報酬	個別機能訓練加算(Ⅱ) 算定要件の「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し…」となっているが、機能訓練指導員等とは生活相談員でも可能か。	機能訓練指導員等には生活相談員も含まれます。	H27.3.27
50	通所介護	報酬	送迎時における居宅内介助等の評価 算定要件の居宅内介助等を行う者の「介護職員初任者研修修了者等」にはヘルパー2級取得者も含まれるか。	介護職員初任者研修修了者等には、2級訪問介護員も含まれます。	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答	
51	通所介護	報酬	個別機能訓練加算 個別機能訓練加算の改定に伴う追加要件の、「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で…」の機能訓練指導員等の「等」とは、理学療法士や作業療法士等の機能訓練指導員のことか？ それとも、共同で個別機能訓練計画書を作成する看護・介護・生活相談員が利用者の居宅を訪問しても良いということか。その後、3か月ごとの居宅訪問も同様か。	機能訓練指導員等には管理者、生活相談員、介護職員、看護職員が含まれます。	H27.3.27
52	通所介護	基準	利用者との契約 4月から単価の変更や加算関係の追加で、利用者や家族へは文書で通知し了承を得るが、その際、契約書の変更や重要事項の変更が生じる。再契約や変更部分のみの同意書をとらなければならないと考えるが、事務作業の効率化を図る意味でどのような対応が望ましいか。	変更部分について同意書を得てください。	H27.3.27
53	通所介護	報酬	送迎減算 送迎減算94単位／日の備考に記述されている「やむを得ず送迎が必要と認められる…」とは、具体的にどのような状況を意味するか。	当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合、利用者が傷病により一時的に歩行が困難な場合などが想定されます。	H27.3.27
54	通所介護	報酬	個別機能訓練加算 通所介護の個別機能訓練加算ⅠとⅡの両方を算定している事業所において、加算Ⅰの算定のために配置している機能訓練指導員と加算Ⅱの算定のために配置している機能訓練指導員がお互いに協力して機能訓練を実施することは問題ないか。	個別機能訓練加算Ⅱを算定する場合は、加算Ⅱに該当する必要な機能訓練等を実施するために配置された機能訓練指導員が利用者に対し直接訓練を実施する必要がありますので、加算Ⅰの算定のために配置された機能訓練指導員等が訓練を実施した場合は、加算Ⅱを算定することはできません。	H27.3.27
55	通所介護	基準	人員配置基準 機能訓練指導員は、連携する訪問看護の職員が業務を行えば人員配置基準を満たすことができるのか。	病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保しているとみなされるのは看護職員であって、機能訓練指導員は別途配置が必要です。	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
56	通所介護	基準	運営推進会議	運営推進会議の出席者に参加する人員として地域の方は誰を呼ぶのか。また、グループホームの運営推進会議と同様に市職員等の参加も必要なのか。	地域住民の代表者等として、市民委員会や地区社会福祉協議会、町内会の役員や老人クラブの役員等が考えられます。 また、市職員等の参加については、地域密着型通所介護の具体的な基準等が判明次第検討をいたします。	H27.3.27
57	通所介護	報酬	同一建物減算	同一建物内減算と送迎をしない場合の減算は両方ひかれるのでしょうか。それとも片方だけの減算なのでしょうか。	同一建物内減算の対象となっている場合には、送迎を行わない場合の減算の対象となりません。	H27.3.27
58	通所介護	報酬	処遇改善加算	新しい処遇改善加算の申請書類は4月15日まで間に合うということでしたが、申請書類は指導監査課でフォームは作ってくれるか。	処遇改善加算の様式については、国から詳細が示され次第、指導監査課HPでお知らせいたします。	H27.3.27
59	通所介護	報酬	口腔機能向上加算、機能訓練加算	口腔機能向上加算や機能訓練加算は1日何時間、もしくは何分行くと加算をとることができるなど、明確に定められているのか。	それぞれの加算の算定に当たり、計画に基づいた訓練等が実施されていれば、最低の時間の設定はありません。しかしながら、訓練の目的・趣旨を損なうような著しく短時間の訓練は好ましくありません。	H27.3.27
60	通所介護	基準	住所地特例	旭川以外に住所がある方は、今後利用できなくなるとのことだが、平成28年4月までは利用可能か。	地域密着型通所介護に移行をする場合の取扱いについては、経過措置等を含め、検討中です。 現在、定員18人以下の通所介護については、平成28年4月までは旭川市外の被保険者の利用が可能です。	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
61	通所介護	報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ), (Ⅱ)	算定要件等に「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で…」とあるが、居宅訪問を記録する具体的な書類は任意書式で良いのか。また、家屋の状況を記録し、それを踏まえたうえで利用者及び利用者の家族に説明し、通所介護計画を作成しなければならないとの見解で間違いはないか。	機能訓練指導員等が居宅を訪問した際の記録については、特段様式が示されていないため、任意様式で構いません。 利用者の居宅での生活状況(起居動作, ADL, IADL等の状況)を確認し、個別機能訓練計画を作成する必要があります。	H27.3.27
62	通所介護	報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ), (Ⅱ)	(Ⅰ)及び(Ⅱ)を1人の利用者に対して併用算定する場合は、それぞれの加算に対して通所介護計画書が必要となるのか。(Ⅰ)及び(Ⅱ)の要件を満たす訓練内容や目標が設定されていれば通所介護計画書を1枚にまとめて作成しても問題はないのか。	個別機能訓練加算Ⅰは「心身機能」への働きかけを中心に行うものですが、個別機能訓練加算Ⅱは「心身機能」への働きかけだけではなく、ADLやIADLなどの「活動」への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった「参加」への働きかけを行い、「心身機能」、「活動」、「参加」といった「生活機能」にバランスよく働きかけるものであり、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要があることから、ⅠとⅡでは訓練内容や目標が異なると考えられます。 したがって、それぞれの個別機能訓練計画を作成し、実施していただく必要があります。	H27.3.27
63	通所介護	報酬	送迎減算	体調不良で病院受診が必要となり家族と連絡がつかずやむを得ず病院に送迎した。または、独居の方を病院に送迎した場合(どちらも入院となったとき)は減算の対象となるか。	送迎減算については、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合に片道につき47単位を減算するとあることから、事業所から病院へ行った場合は減算となります。	H27.4.6

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
64	通所介護	報酬	送迎減算	ご家族の都合で、デイサービスにお迎えに来た場合。または、一度自宅に送迎したが家族が不在で、デイサービスに戻り待機していたところ、家族が迎えに来た場合は減算の対象となるか。	送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うこととなりますが、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていない場合は減算となります。	H27.4.6
65	通所介護	報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算の改定に伴う追加要件の居宅訪問について、現在も生活相談員や看護・介護職の者が送迎時や担当者会議で居宅訪問をし、居宅内の情報をもとにサービス計画書を作成している中で、今回、機能訓練指導員等が居宅訪問することとなった意図は何か。看護・介護、生活相談員で良いなら、今までと何ら変化がないと考えるが。	利用者の住まいを訪問し、在宅での生活状況や家族の状況を把握したうえで、機能訓練を行うことが在宅生活の継続を支援するために効果的であると考えられるため、個別機能訓練加算の算定要件に居宅を訪問した上での計画を作成することを新たに要件として加えられたものです。居宅を訪問するのは、機能訓練指導員等とされていますので、看護職員、介護職員、生活相談員でも良いと考えます。	H27.4.1
66	通所介護	報酬	中重度ケア加算	算定要件に、算定日が属する月の前3月間の利用者の総数とあるが、要支援者も利用者の総数に含むか。	留意事項通知第二の7(8)②により、要支援者は人員数に含めません。	H27.4.1
67	通所介護	基準	看護職員の配置	病院等との連携とあるが、具体的な指標はあるか。	病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保しているとみなす場合は、指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図ることが必要です。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保することです。	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
68	通所介護	基準	看護職員の配置	専従1名の配置要件はなくなったと考えてよろしいか。	今時改定の病院等との連携による配置については、病院等の看護職員により営業日ごとに利用者の健康状態の確認が行われ、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されているものとするものであり、専ら指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上配置する要件がなくなったわけではありません。	H27.4.1
69	通所介護	基準	看護職員の配置	連携する医療機関等の看護師に複数交代で来てもらう場合、申請する職員名簿上には全員の氏名を記載する必要があるか。	病院等と連携をする場合、事業所においては看護職員の資格を有するかの確認が必要であることから、一定程度固定化されるものと考えます。よって、勤務形態一覧には、担当する看護職員の氏名を全員記載する必要があると考えます。	H27.4.1
70	通所介護	基準	看護職員の配置	営業日ごとに連携する医療機関の職員に来てもらい、利用者全員の健康状態の確認を行う場合「1日何時間以上、確認の時間を取らなければならない」等の時間の縛りはあるか。	看護職員による健康状態の確認に要する時間については、利用者数によっても異なることから、時間の制約ありませんが、必要な時間を確保する必要があります。	H27.4.1
71	通所介護	報酬	送迎減算	現在、徒歩で通所されている方がいるが、職員1名引率で配置して徒歩送迎を行ったとしても、送迎減算の対象となるか。	徒歩での送迎を行った場合は、減算の対象にはなりません。	H27.4.6

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
72	通所介護	報酬	送迎減算	利用者自らが通う場合、リハビリテーションの一環として屋外歩行しながら通所したいと利用者より希望があった場合、事業所職員が利用者自宅まで歩いて迎えに行き、職員の付添・介助のもと、利用者が歩いて事業所まで来た場合は、車両での送迎ではないため減算対象となるか。	徒歩での送迎を行った場合は、減算の対象にはなりません。	H27.4.6
73	通所介護	報酬	個別機能訓練加算	定員20名枠で個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の両方を算定する場合、柔道整復師(常勤専従)1名(個別Ⅰ)、看護師兼機能訓練指導員1名(個別Ⅱ)の人員配置で加算の算定は可能か。	加算の算定は可能ですが、看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないで注意してください。	H27.4.1
74	通所介護	報酬	送迎減算	送迎に関する通所介護計画への書き込みは4月1日からのものは作り直して作成すべきか。	通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する必要があります。通所に要する費用も介護報酬に含まれていると解されることから、サービスの一部として通所介護に位置付ける必要があります。現在、通所介護計画に送迎の有無が位置付けられていない場合は、少なくとも5月末までには随時変更をしてください。	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
75	通所介護	報酬	中重度ケア加算	<p>中重度者ケア体制加算・認知症加算の算定要件のなかに前3月間の利用者総数のうち…とあるが、総数とは利用者の総人数のことか、利用者総回数のことか、また、その総数は前3月の平均が2割以上(認知症加算)・3割以上(中重度者ケア体制加算)であれば良いのか。</p>	<p>利用者数については、前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延べ人員数を用いて算定してください。</p> <p>その際、前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がありますので、毎月確認をお願いします。</p>	H27.4.1
76	通所介護	報酬	送迎減算	<p>送迎が実施されない場合の評価の見直しについて、突発的な利用者の理由により送迎の実施がなくなる場合も減算の対象となるか。</p> <p>例えば、通院してから通所するとか、利用者が寝坊して家族が送迎を行う場合も対象となるか。</p>	<p>送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うこととなりますが、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていない場合は減算となります。</p>	H27.4.6
77	認知症対応型 共同生活介護	報酬	看取り介護加算	<p>法令に反しない必要書類の作成と適切なケアを提供するに当たり、参考となる具体的な書式例を提示していただきたい。</p>	<p>様式については、市として様式例を作成しておりませんので各事業所で任意様式を定めてください。</p>	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
78	認知症対応型通所介護	基準	人員配置基準	<p>1ユニット9名の「認知症対応型共同生活介護」の利用者がいる場合で、3名以下の「認知症対応型通所介護」の利用者を受け入れた場合の職員配置は、「認知症対応型共同生活介護」の介護職員3名と「認知症対応型通所介護」介護職員1名の合計4名が必要ということか。その場合、「認知症対応型共同生活介護」の「居間・食堂」で一体で通所介護を行うことで良いか、また、利用者が休憩する部屋が必要か。</p>	<p>共用型指定認知症対応型通所介護の人員配置は、当該指定認知症対応型共同生活介護の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上です。御質問の例については、4名以上必要ということになります。</p> <p>また、設備については、認知症対応型共同生活介護の居間及び食堂を用いることとなります。静養室等は必須ではありませんが、必要に応じて設けることとなります。</p>	H27.3.20
79	認知症対応型通所介護	基準	運営推進会議	<p>グループホームでも行っている運営推進会議を、通所共用型と併せて行っても良いか。</p>	<p>当該要件は、平成28年度からの適用としているため、今後、具体的な取扱いについて示していきます。</p>	H27.4.1
80	認知症対応型通所介護	報酬	送迎減算	<p>送迎時間が決まっている場合、施設では送迎する契約になっているにもかかわらず、本人や家族の急な都合で送迎ができない場合でも減算となるか。 例)送迎時間に自宅にいない、後から家族が送ってきた。 例)送迎時間になる前に施設に迎えにきた。</p>	<p>送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うこととなりますが、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となります。</p>	H27.4.6

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
81	認知症対応型通所介護	報酬	延長加算	<p>利用者の家族都合により、数日間の連泊を要する状況になった場合における延長加算について、いわゆる「お泊まりデイ」においても今回の算定要件に該当していた場合の12時間以上の加算算定という解釈でよろしいか。</p> <p>また、新規単位追加分はあくまで12時間まで(7～9時間以降)の延長は算定可能だが、通所事業所設備利用の場合はいかなる理由であっても12時間以降についての加算は対象外という捉え方でよろしいのか。</p>	<p>今回の改定により、いわゆる「お泊まりデイ」の場合は延長加算を算定することはできません。</p> <p>よって、7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行った場合であっても、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供をする場合は算定できません。</p>	H27.4.1
82	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	<p>同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合減算とあるが、住宅型有料老人ホームに20人以上の利用者がいる。事業所は敷地内でもなく、隣接もしていないが減算になるか。</p>	<p>訪問介護事業所が同一敷地内若しくは隣接する敷地内でない場合であっても、同一の建物に20人以上居住する利用者がある場合は減算となります。</p>	H27.4.2

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答	
83	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算 訪問介護事業所の所在地の変更届(同一敷地外, 隣接敷地外へ)を行った場合は, 居住する20名の利用者数に関係なく減算されないこととなるか。または, 減算の対象外となるためには, 利用者数を19名以下としなければならないか。また, この場合19名は当該介護報酬請求月の実利用者なのか。	訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内又は同一の建物に居住する利用者ではない場合, 20人以上でなければ減算とはなりません。 事業所の所在地を変更する場合には変更から10日以内に届出が必要です。なお, 実態のない変更届は虚偽の届出となり行政処分となる場合もあるので留意してください。 なお, 利用者の考え方については, 当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を, 当該月の日数で除して得た値とします。その場合の利用者数とは, 該当する建物に居住し, 訪問介護事業所と契約がある者とします(ただし, サービス提供契約はあるが, 長期入院等で当該月において訪問介護費の算定がなかった者を除く。) ※平成27年4月1日介護保険最新情報Vol.454で厚生労働省からQ&Aが示され, サービス提供契約のある利用者であるとされ, 厚生労働省に確認をしたところ, 契約者で数えるとのことでした。3月25日の集団指導において, その日のサービス提供があった者で数えることとお知らせいたしましたが, 訂正してお詫び申し上げます。	H27.4.2
84	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算 指定訪問介護事業所の所在する建物と…若しくは指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者または指定訪問介護事業所における一月当たりの利用者が…所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 と, あるが, 高齢者賃貸住宅等の無認可のグループハウス等に関しての算定は, どのように判断すれば良いのか, 一般住宅として判断して良いのか。	無認可のグループハウス等, いわゆる未届の有料老人ホームについても減算となります。 時期については, 周知期間等も必要であることから, 平成27年5月からを予定しています。 未届の有料老人ホームの一覧表を4月上旬に当課ホームページに「住所地特例対象施設」として掲載を予定しています。	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
85	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	厚生労働省が示している集合住宅の定義から除外されている集合住宅についてどのように取り扱うのか。	無認可のグループハウス等、いわゆる未届の有料老人ホームについても減算となります。時期については、周知期間等も必要であることから、平成27年5月からを予定しています。未届の有料老人ホームの一覧表を4月上旬に当課ホームページに「住所地特例対象施設」として掲載を予定しています。	H27.4.1
86	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	課長会議資料にある集合住宅のイメージ図について、隣接する敷地と公道を隔てた敷地については減算対象とあるが、隔てている公道の幅員などの基準はあるのか。	幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合は同一敷地内とみなすこととなりますが、旭川市においては、都市計画道路以外の道路により隔てられている場合は隣接する敷地であると考えます。	H27.5.8

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答		
87	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	<p>同一敷地内以外の所在する建物について (ア) 1月あたり20人以上とあるが、20人をどのようにして求めるのか。 (イ) 20人に訪問介護以外の利用者は含まれるのか。 (ウ) 減算は建物の利用者全員なのか20人を超えた分なのか (エ) 渡り廊下でつながる20人定員のそれぞれ独立した機能(玄関, 食堂)を保有する集合住宅2棟は別々の建物と解釈して良いか。</p>	<p>(ア) 利用者の考え方については、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。その場合の利用者数とは、該当する建物に居住し、訪問介護事業所と契約がある者として(ただし、サービス提供契約はあるが、長期入院等で当該月において訪問介護費の算定がなかった者を除く。) ※平成27年4月1日介護保険最新情報Vol.454で厚生労働省からQ&Aが示され、サービス提供契約のある利用者であるとされ、厚生労働省に確認をしたところ、契約者で数えるとのことでした。3月25日の集団指導において、その日のサービス提供があった者で数えることとお知らせいたしました。訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>(イ) 利用者数の算出に当たっては、訪問介護(予防含む)と第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるもの)が一体的に運営している場合には第一号訪問事業の利用者も含めませんが、障害福祉サービスの利用者は含めません。</p> <p>(ウ) 同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に係る減算については、当該建物に居住する全員について減算となります。</p> <p>(エ) 渡り廊下でつながっている建物については、一つの建物とみなします。</p>	H27.4.2

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答	
88	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算 集合住宅に居住する利用者へのサービスで、当ハウスは[1月あたり20人以上の場合、報酬は10%減算]に当てはまるが、例えば利用者の入院や退居にて20人を切った月は、減算対象から外れるのか。また、月の半ばで人数の変更があった場合はどのようなになるのか。	利用者数とは、該当する建物に居住し、訪問介護事業所と契約がある者として（ただし、サービス提供契約はあるが、長期入院等で当該月において訪問介護費の算定がなかった者を除く。）。※平成27年4月1日介護保険最新情報Vol.454で厚生労働省からQ&Aが示され、サービス提供契約のある利用者であるとされ、厚生労働省に確認をしたところ、契約者で数えるとのことでした。3月25日の集団指導において、その日のサービス提供があった者で数えることとお知らせいたしましたが、訂正してお詫び申し上げます。	H27.4.2
89	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算 障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)は利用者人数に含むか。	障害福祉サービスの利用者は含みません。	H27.3.27
90	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算 介護予防訪問介護は利用者人数に含まれるか。	当該指定訪問介護事業所が、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算します。	H27.3.27

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
91	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	利用者人数は前年度の利用者人数実績に基づいて算定するのか。	<p>利用者数とは、当該月において、該当する建物に居住し、訪問介護事業所と契約がある者として（ただし、サービス提供契約はあるが、長期入院等で当該月において訪問介護費の算定がなかった者を除く。）。月途中で退居した場合、利用が中止となった翌日から、日々の利用者には含めないこととなります。</p> <p>※平成27年4月1日介護保険最新情報Vol.454で厚生労働省からQ&Aが示され、サービス提供契約のある利用者であるとされ、厚生労働省に確認をしたところ、契約者で数えるとのことでした。3月25日の集団指導において、その日のサービス提供があった者で数えることとお知らせいたしました。が、訂正してお詫び申し上げます。</p>	H27.4.2
92	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	未届有料老人ホームから有料老人ホームに変更したが、有料老人ホームの届けを取り下げることができるか。	<p>老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出については、有料老人ホームの事業（高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜）を行う場合は、必ず届出をしなければならないものです。実際に有料老人ホーム事業を辞める場合は廃止届出を提出していただくこととなります。</p> <p>また、未届有料老人ホームについては、速やかに届出をするよう指導を行っていきます。</p>	H27.4.1
93	訪問介護	報酬	同一建物減算	同一の建物での減算は、請求全体からの10%減なのか、個別の単位数からの10%減算どちらなのか。	<p>介護給付費単位数等サービスコード表で、該当するコード（減算のコード）で請求を行うことから、個別の単位数からの減算となります。</p>	H27.4.1

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容		回答	
94	訪問介護	基準	人員配置基準	利用者50人に1人のサービス提供責任者の配置要件について、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置され…とあるが、この場合は管理者兼サービス提供責任者も該当になるのか。	サービス提供責任者は訪問介護員としてのサービス提供時間が1時間当たり30時間以内とされていることから、管理者との兼務については、「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」には該当しないと判断します。	H27.4.1
95	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	同一事業所で同一敷地内にある複数の有料老人ホームがある場合、それぞれの施設利用者数が19人以下でないと減算なのか？それとも同一敷地内の有料老人ホームの利用者数の合計人数が19人以下でないと減算となるのか。	同一の建物に20人以上居住する建物の定義として、当該有料老人ホーム等に当該指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。	H27.4.1
96	訪問介護	報酬	集合住宅に係る減算	訪問介護事業所と有料老人ホームが幅員の広い道路に隔てられている場合とあるが、それは何m以上の道路幅を指し、どういった道路であるのか具体的に示してほしい。	幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合は同一敷地内とみなすこととなりますが、旭川市においては、都市計画道路以外の道路により隔てられている場合は隣接する敷地であると考えます。	H27.5.8

平成27年度介護保険制度改定におけるQ&A

No.	サービス種別	区分	質問内容	回答
97	認知症対応型 通所介護	報酬	送迎減算	<p>家族の送りでデイサービスを利用後、お泊まりを利用、翌日デイサービスを利用後に事業所が自宅へ送迎した場合、お泊まりの日は送迎減算(△47単位)とし、翌日は同一建物減算(△94単位)と判断してよろしいか。</p> <p>同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、宿泊サービスを利用する場合は送迎減算が適用されます。</p> <p>※既に回答を示していましたが、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)が発出され、内容が変更となりました。</p> <p>1日目 ・迎えー家族 △47単位 ・送りーなし(泊まり) △47単位 2日目 ・迎えー泊まり △47単位 ・送りー事業所 減算なし</p>

H27.4.8